○厚生労働省告示第二百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
31337	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						

改正前

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
31337	福岡	遠賀中間医師会おんが病院	1.0451	0.0634	0.0128	0.0000
（略）						

○厚生労働省告示第二百三十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～078　（略）

079　骨セメント

(1)～(3)　（略）

(4)　脊椎椎体形成用（椎体形成用材料セット一体型）　１ｇ当たり19,800円

080～145　（略）

146　大動脈用ステントグラフト

(1)・(2)　（略）

(3)　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

①～③　（略）

④　分枝血管部分連結型　3,320,000円

(4)　胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）

①　標準型　344,000円

②　分枝血管部分連結型　1,020,000円

(5)　（略）

(6)　胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）　976,000円

147～232　（略）

改正前

別表

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～078　（略）

079　骨セメント

(1)～(3)　（略）

（新設）

080～145　（略）

146　大動脈用ステントグラフト

(1)・(2)　（略）

(3)　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

①～③　（略）

（新設）

(4)　胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）　344,000円

(5)　（略）

（新設）

147～232　（略）